

平塚市建築工事積算基準

令和5年7月

平塚市

平塚市建築工事積算基準

(目的)

第1 この基準は、平塚市の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(積算基準の内容)

第2 この基準の内容については、次に定めるもののほか、神奈川県県土整備局 建築工事積算要綱(令和元年7月版)(以下「県積算要綱」という。)及び建築工事積算要領(令和5年7月版)(以下「県積算要領」という。)を準用する。

(共通仮設費の算定)

第3

(1) 共通仮設費の算定については次による。

(ア) 共通仮設費の積上げ内容については、「公共建築工事積算基準等資料第3編第2章2」に定める他、工事標示板(国土交通省推奨型 1,100×1,400)とする。

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、契約日から工期末の日数により算定する。ただし、特別な事由のある場合は、設計図書等に算定に用いる工期を明示することにより、その工期の日数により算定することができる。

なお、算定に用いるT(工期)は、当該工期の日数を30日/月にて除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

(2) 共通仮設費を積上げにより算定する場合で、動力用水光熱費(工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等)の内、施工場所以て動力用水を支給する場合は、動力用水設備費(工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用)のみの計上とする。

(現場管理費の算定)

第4 現場管理費の算定については次による。

(1) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、契約日から工期末の日数により算定する。ただし、特別な事由のある場合は、設計図書等に算定に用いる工期を明示することにより、その工期の日数により算定することができる。

なお、算定に用いるT(工期)は、当該工期の日数を30日/月にて除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年12月13日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から適用する

附 則

この基準は、令和5年7月1日から適用する。